

国民健康保険に加入している 出産予定の方へ

令和6年1月1日から
産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

免除期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」）相当分が免除されます。

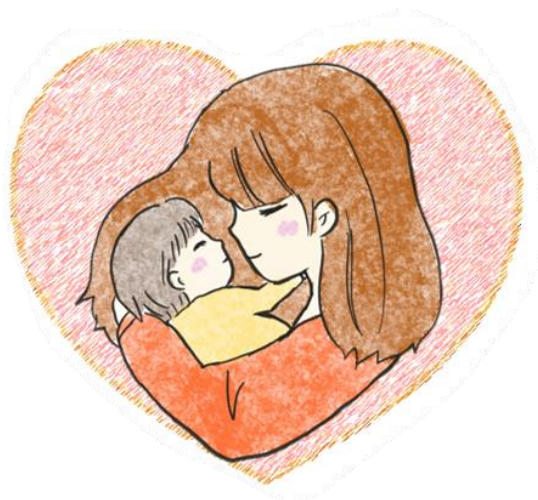


※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が免除されます。

- 保険税が免除された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類※郵送による届出も可能です。

- ① 届書（裏面をご利用ください）
- ② 親子（母子）健康手帳の写しなど
（出産予定日又は出産日を確認することができる書類）
- ③ マイナンバーカード等の本人確認書類



お問い合わせ先

小山市役所 市民税課 市税管理係（本庁2階）
TEL 0285-22-9426